

らくなん進都産業用地創出奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、らくなん進都（高度集積地区）まちづくり推進プログラムにおいて定めたらくなん進都の区域（以下「地区」という。）における産業集積の促進を図るため、地区内への産業用地創出に協力する土地所有者に対する奨励金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市農地 都市計画に生産緑地地区として定められている土地をいう。ただし、生産緑地法第10条に基づく生産緑地の買取りの申出を行っていないものに限る。
- (2) 事業所等 主な用途が次のア～ウに該当する施設をいう。

ア 事務所

イ 研究施設

ウ 工場

(交付の対象)

第3条 奨励金は、地区内に都市農地を所有する個人又は法人（以下「交付対象者」という。）が地区内に事業所等を立地しようとする事業者等に対して行う当該都市農地の売却若しくは貸付けで次の各号に掲げる要件を満たすもの（以下「交付対象事業」という。）に交付するものとする。

- (1) 立地される建築物の用途が事業所等であること
- (2) 第6条の規定による奨励金の指定の決定を受けた日から5年以内に、事業所等の工事に着手すること
- (3) 法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反しないものであること

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、別表左欄に掲げる区分に応じ、同表中欄に掲げる額とする。ただし、同表右欄に掲げる額を限度とする。

- 2 1の交付対象事業に対して2以上の交付対象者がある場合、奨励金は当該土地の持分に応じた額を配分する。

(交付対象事業の指定の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、らくなん進都産業用地創出奨励金交付対象事業指定申請書（第1号様式。以下「指定申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象事業に係る土地の登記事項証明書
- (2) その他市長が必要と認める資料

(指定の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、交付対象事業に指定することが適当であると認めるときは、交付対象事業の指定を決定するものとする。

- 2 市長は、前条の規定による申請があった場合において、第3条の規定にかかわらず、事業の目的、性質、態様等から交付対象事業の指定を不適当と認めるときは、指定しないことを決定するものとする。

(指定の通知)

第7条 市長は、前条第1項の規定により、交付対象事業として指定したときは、指定を受けた申請者（以下「交付対象者」という。）に対し、らくなん進都産業用地創出奨励金交付対象事業指定決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定により、交付対象事業として指定しないときは、申請者に対し、らくなん進都産業用地創出奨励金交付対象事業不指定決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。（申請内容の変更等）

第8条 交付対象者は、交付対象事業が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかにらくなん進都産業用地創出奨励金交付対象事業変更・中止・廃止届出書（第4号様式）により、市長に届け出なければならない。

(1) 申請書又は添付書類に記載した事項に変更（軽微なものを除く。）があったとき

(2) 交付対象事業を中止し、又は廃止したとき

（指定の決定の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による交付対象事業の指定を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する要件を欠くに至ったとき

(2) 交付対象者が交付対象事業を中止し、若しくは廃止したとき、又は交付対象事業が中止若しくは廃止の状態にあると認められるとき

(3) 交付対象者が、偽りその他不正の手段により、交付対象事業の指定の決定を受けたとき

(4) その他交付対象事業の指定をすることが不適當であると市長が認めたとき

2 市長は、前項の規定により、交付対象事業の指定を取り消したときは、らくなん進都産業用地創出奨励金交付対象事業指定取消決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（交付の申請）

第10条 交付対象者からの条例第9条の規定による申請は、らくなん進都産業用地創出奨励金交付申請書（第6号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、土地の貸付けの場合にあっては、交付を受けようとする年度ごとに申請するものとする。また、初年度については、農地法第5条に基づく届出をした日の属する年の翌年の1月1日（農地法第5条に基づく届出をした日が1月1日である場合は、農地法第5条に基づく届出をした日の属する年の1月1日）を賦課期日とする年度とし、以降同様に取り扱う。

(1) 土地の売却にあっては、売買契約書の写し

(2) 土地の貸付けにあっては、賃貸借契約書の写し。ただし、初年度に5か年度分にわたる賃貸借契約書の写しを添付した場合は、初年度以外は添付不要

(3) 土地の貸付けにあっては、交付対象事業に係る固定資産税並びに都市計画税の納税証明書及び土地公課証明書（初年度については、農地法第5条に基づく届出をした日の属する年の翌年の1月1日（農地法第5条に基づく届出をした日が1月1日である場合は、農地法第5条に基づく届出をした日の属する年の1月1日）を賦課期日とする年度分の証明書）

(4) 計画している事業所等の用途・規模等の概要が分かるもの（建築確認図書など）。ただし、土地の貸付けにあっては、初年度のみ

(5) 期限内に事業所等の工事に着手したことを証するもの（建築工事届の写し、工事現場写真など）。ただし、土地の貸付けにあっては、初年度のみ

(6) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第11条 市長は、前条の規定による申請が到達した日から30日以内に、奨励金の交付及び交付額又

は不交付を決定する。

- 2 前項の規定に基づき、交付を決定したときは、らくなん進都産業用地創出奨励金交付決定通知書（第7号様式）により、不交付を決定したときは、らくなん進都産業用地創出奨励金不交付決定通知書（第8号様式）により、交付対象者に通知するものとする。

（工事完了の報告）

第12条 交付対象者は、事業所等の工事が完了したときは、速やかに工事完了報告書（第9号様式）により市長に報告しなければならない。

（地位の承継）

第13条 相続、合併又は分割により、交付決定者から交付対象事業に係る土地を承継しようとするものは、市長の承認を得て、当該交付決定者としての地位を承継することができる。

- 2 交付決定者の地位を承継しようとする者は、あらかじめ、らくなん進都産業用地創出奨励金被交付決定者承継承認申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し及び奨励金の返還）

第14条 市長は、補助金条例第22条第1項各号又は次のいずれかに該当する場合は、指定及び交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付予定額を変更することができる。

- (1) 申請内容に虚偽が含まれていたことが判明した場合
- (2) 申請者が第3条第2項に規定する期限内に工事に着手しなかった場合又は着手する見込みがない場合
- (3) 申請者が第12条の規定に基づく報告を怠った場合
- (4) 交付対象事業に係る建築物等について建築基準法の違反の事実が明らかとなった場合
- (5) 第1号から前号までに掲げる場合のほか、奨励金を交付することが適当でなくなったと市長が認めた場合

（補則）

第15条 この要綱において別に定めるとされている事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、令和6年10月21日から実施する。

別表（第4条関係）

土地の売却	売却価格に0.1を乗じた額	限度額 30,000,000円
土地の貸付け	農地法第5条に基づく届出をした日の属する年の翌年の1月1日（農地法第5条に基づく届出をした日が1月1日である場合は、農地法第5条に基づく届出をした日の属する年の1月1日）を賦課期日とする年度から5年度分の交付対象事業に係る土地に対する固定資産税及び都市計画税に相当する額	単年度当たりの限度額 4,000,000円

備考 この表の規定により算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。